

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事
- (2) 役員等 役員及び評議員
- (3) 常勤の理事 理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員 役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。

ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

2 非常勤の理事、監事及び評議員には、報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、繰上げ支給）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月

2 報酬等は、銀行振込により本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から実施する。

別表第1 (第4条関係)

常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表第2 (第4条関係)

常勤の理事の賞与

区分	賞与の額
6月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1ヶ月分